

# 教育環境の整備

記者発表資料  
平成30年8月28日

加須市教育委員会

## 幼稚園、小中学校における熱中症事故防止のための臨時休業日の設定に係る基準について

当面の間、以下の基準に基づき、状況により臨時休業日を設定します。

### 【基準】

熊谷地方気象台が発表する天気予報をもとに、最高気温が35度を超え、かつ最低気温が28度を超えることが見込まれるとき

### 【実施に当たって】

- ① 「35度を超える」とは、35度を含めるものとする。28度についても同様である。
- ② 非常変災等による臨時休業日の設定は、校（園）長の専決事項であるが、災害であるという認識を踏まえ、教育委員会が判断し、指示するものとする。

### 【留意事項等】

- ① 熱中症事故防止のための臨時休業日の設定基準に該当する場合、目安として、臨時休業日とする日の3日前までに、各校へ通知等により周知します。
- ② 熱中症事故防止のための臨時休業日を設定した場合、年間授業時数を確保するため、長期休業日等に授業日を設定します。（小中学校）

### ○基準を設定した理由

平成30年7月23日に気象庁が「今年の夏は、命に危険を及ぼすレベルで災害と認識している」と発表するなど、記録的な猛暑が続いたことを踏まえ、空調設備が設置されるまでの当面の間、登下校（園）及び学校（園）生活における幼児、児童生徒の安全を確保するため。

### ○最高気温35度の理由

環境省が示す暑さ指数（運動に関する指針）によると、運動が原則中止となる暑さ指数WBGT31度以上では、気温が35度以上となるため。

### ○最低気温28度の理由

環境省が示す暑さ指数（運動に関する指針）によると、熱中症の危険が増す警戒レベルの暑さ指数WBGT25度以上では、気温が28度以上となるため。